

○福島市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱

(平成 29 年 3 月 28 日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに福島市議会政務活動費の交付に関する規則（平成 13 年規則第 13 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定による収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）の写しの閲覧並びに情報提供の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧)

第2条 収支報告書等の写しの閲覧方法等は、規則第 7 条の規定によるものとする。

2 議長は、各会派から提出された収支報告書等を基に収支実績にかかるとの一覧表（以下「収支実績一覧表」という。）を作成し、収支報告書等と併せて閲覧に供するものとする。

3 前項の収支実績一覧表の閲覧の期間は、条例第 9 条第 1 項の規定により収支報告書等を保存すべきとされる期間が満了する日までとする。

(情報提供)

第3条 議長は、条例第 10 条に規定する政務活動費の使途の透明性を確保するため、政務活動費に関する情報提供を実施するものとする。

2 前項の規定による情報提供は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める情報とする。ただし、収支報告書等に記載される情報のうち、福島市情報公開条例（平成 10 年条例第 1 号）第 9 条に規定する情報がある場合は、当該情報を除いて提供することができる。

(1) 福島市議会ホームページ 収支報告書等及び収支実績一覧表

(2) 福島市議会だより 収支実績一覧表

(情報提供の期間又は時期)

第4条 前条第 2 項第 1 号の規定による情報提供の期間は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日から条例第 9 条第 1 項の規定により収支報告書等を保存すべきとされる期間が満了する日までとする。

2 前条第 2 項第 2 号の規定による情報提供の時期は、毎年 8 月 1 日発行分において実施するものとし、当該情報の掲載方法等については、福島市議会会議規則（昭和 42 年議会規則第 1 号）別表に規定する福島市議会広報委員会において事前に協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条第 2 項及び第 3 項、第 3 条並びに第 4 条の規定は、平成 28 年度以後の年度に係る収支報告書等及び収支実績一覧表の閲覧及び情報提供について適用する。